厚生委員会議案説明資料

令和5年9月27日

件	名		頁
1	第123号議案	債権の放棄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	第135号議案	足立区地域保健福祉推進協議会条例の一部を改正する条例・	6

(福祉部)

第123号議案説明資料

令和5年9月27日

	节和3年3万27日
件 名	債権の放棄について
所管部課名	福祉部 福祉管理課
内容	 足立区が所有する次の債権を放棄する。 1 内容 (1) 債権 種類 足立区生業資金貸付金 借受理由 飲食店(居酒屋)改装資金 貸付金額 1,500,000円 貸付決定日 平成5年2月17日 償還期間 平成5年10月から平成10年9月まで 最終納付日 令和5年2月18日 (2) 債務者 借受人 足立区保木間在住者(生活保護受給中)連帯保証人 足立区保木間在住者(生活保護受給中) 連帯保証人 足立区保木間在住者(生活保護受給中) (3) 放棄する債権の額(元利金及び延滞金) 1,269,790円 2 経過 別紙2「債権放棄」経過について参照 3 債権放棄の理由 (1) 借受人は平成23年11月15日付で生活保護受給開始、連帯保証人は令和4年4月1日付で生活保護受給開始。 (2) 借受人及び連帯保証人は現在、生活保護受給中であること、両者ともに年齢が80歳を超え、年金収入と生活保護費で暮らしており、預金残高も僅少で、資産がないことから、令和5年5月「足立区債権等処理判定委員会」で債権放棄が妥当との答申を得た。 (3) 以上の理由から、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決事件として債権を放棄する。 4 今後の方針 本貸付金の新規貸付はすでに終了しており、令和4年度に特別収納対策課と協議し、全件の処理方針を決定した。これに基づき、引き続き適切な債権処理に努めていく。

5 「足立区債権等処理判定委員会」とは

区の債権回収を迅速かつ適切に行うため、足立区債権等処理判定委員会設置条例に基づき設置された区の附属機関。委員構成は、学識経験者4名、民生・児童委員1名の5名から成る。

委員構成

女 只				
	役職	職業等		
学識経験者	委員長	弁護士		
	副委員長	弁護士		
	委員	大学教授		
	委員	税理士		
民生・児童委員	委員			

足立区生業資金貸付金「債権放棄経過について」

債務者の償還経過と区の主な対応

時期	対応内容(借受人)	対応内容(連帯保証人)
平成 5年10月~	① 償還開始当初より納付されず、	滞納となる。納付を促すために借
平成10年 4月	受人及び連帯保証人に連絡を取り	続けるが、債務者からは納付され
	Ŧ°.	
平成10年 5月~	① 借受人の宛所が不明となり、借	① 連帯保証人に借受人の転居
平成10年10月	受人が営業する店も移転したた	先や店の移転先の情報を尋ね
	め、借受人と連絡が取れなくな	るとともに、移転先の現地調
	る。	査を行う。
	② 10月に借受人と連絡が取れ	
	るようになり、納付交渉を行う。	
平成10年11月~	① 借受人の転居先が判明し、訪問	① 連帯保証人も借受人に対し
平成11年 5月	徴収員による訪問を開始。	て、納付するように説得を続
	② 職員による現地調査や連帯保	ける。
	証人との連絡も継続する。	
平成11年 6月~	① これまで経営不振を理由に納	
平成21年 7月	付が滞っていたが、分割納付交渉	
	の結果、平成11年6月に5,000	
	円の初回納付。	
	② 以後は平成21年7月まで、	
	2,000円から5,000円の範囲で、	
亚比 0.1	分割納付が継続。	ようなな きょと は 一併 ガート フィッキサ
平成21年 8月~	① 平成21年8月以降、再び納付	か歩絶えたため、借受人及び連帯
平成22年10月	保証人に連絡を取る。 ② 未納期間中も、訪問徴収員によ	ス世帝人字の計門な継続
	③ 借受人及び連帯保証人に対し、	
		り店に出られないため、納付を待
	ってほしいとの訴えあり。)
	⑤ 平成22年5月からは、訪問後	数収員が連帯保証人宅も訪問する
	が、連帯保証人の宛所が不明とな	
	なる。なお、平成22年10月に	
平成22年11月~	① 借受人より断続的に月 2,000	
平成23年 2月	円の分割納付。	
平成23年 3月~	① 平成23年3月以降、再び納付	が途絶えたため、借受人及び連帯
平成23年10月	保証人に連絡を取る。	
	② 未納期間中も、訪問徴収員によ	る借受人宅の訪問を継続。
	③ 借受人及び連帯保証人に対し、	催告書を送付する。
	④ 毎月の訪問徴収の際、借受人よ	り経営不振のため、納付を来月ま
	で待ってほしいとの訴えあり。	
	⑤ 平成23年9月に、借受人の店	が経営不振で廃業となる。

時期	対応内容(借受人)	対応内容(連帯保証人)
平成23年11月	① 平成23年11月15日付で	
	生活保護受給開始。	
	② 疾病のため入院。	
平成23年12月~	① 訪問徴収員による借受人宅の	① 連帯保証人については、生
平成26年 3月	訪問を継続。	活保護受給による生活困窮状
	② 借受人に対し、催告書を送付す	態にあるといえず。
	る。	② 連帯保証人に対し、催告書
	③ 平成26年3月、借受人より年	を送付する。
	金支給月の隔月 2,000 円の分割	
	納付をお願いしたいとの訴えあ	
	り。	
平成26年 4月~	① 訪問徴収員が隔月に借受人宅	
令和 3年 7月	を訪問し、2,000円の分割納付が	
	継続。	
令和 3年 7月~	① 要介護状態となる。	① 借受人の生活介助のため、
令和 5年 2月	② 訪問徴収員の訪問による隔月	令和3年7月12日付で借受
	2,000 円の分割納付が継続。	人との同居を開始。借受人と
		同住所の別世帯。
		② 令和4年4月1日付で生活
		<u>保護受給開始。</u>
令和 4年 5月~	① 訪問徴収員の訪問による隔月	
令和 5年 2月	2,000 円の分割納付が継続。	
令和 5年 4月		処理判定委員会」における債権放
	乗の可否についての諮問に向けて ・ ことの パープ・アール (1977)	
	を訪問し、借受人及び連帯保証人	<i>y</i> =
	② 借受人及び連帯保証人は年齢が	
	給中で、世帯の収入額と支出額は	
Λ. τ. τ. τ. Π	金額に相違なく、残高は僅少で、	
令和 5年 5月 	① 本件については、足立区の債権	
		態(生活保護法の適用を受け、又
	はこれに準じる状態をいう。)には	めり、又払いが凶難じめるとみと
	められるとき。」に該当する。 ②	笠加珊判学系員会」に仕業した外
	② 債権放棄の判断を「足立区債権等処理判定委員会」に付議した結 果、「借受人及び連帯保証人は生活保護法の適用を受けている生活	
	一、木、「信文八及い連市休証八は生ん 困窮状態にあり、年齢等を考慮す	
		ると以音の兄込みかないと刊劇で 女棄について賛成との答申を得た。
	さる。」との生中により、頂催の加	X未にフいて具以との合甲を行ん。

第135号議案説明資料

令和5年9月27日

足立区地域保健福祉推進協議会条例の一部を改正する条例
福祉部 福祉管理課
1 改正内容 第2条1項「 <u>老人</u> 保健福祉の推進に関すること。」の表記を「 <u>高齢者</u> 保健福祉の推進に関すること。」に改正する。
2 新旧対照表 別紙1のとおり
3 施行年月日 公布の日から施行する。

足立区地域保健福祉推進協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

$71 \rightarrow 24$	71.77//
改正前	改正後
○足立区地域保健福祉推進協議会条例	○足立区地域保健福祉推進協議会条例
平成12年3月31日条例第37号	平成12年3月31日条例第37号
改正	改正
令和4年7月11日条例第26号	令和4年7月11日条例第26号
足立区地域保健福祉推進協議会条例を公布する。	足立区地域保健福祉推進協議会条例を公布する。
足立区地域保健福祉推進協議会条例	足立区地域保健福祉推進協議会条例
(略)	(略)
(所掌事項)	(所掌事項)
第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議	 ・
し、答申する。	し、答申する。
(1) 老人保健福祉の推進に関すること。	(1) <mark>高齢者</mark> 保健福祉の推進に関すること。
(2) 地域保健医療の推進に関すること。	(2) 地域保健医療の推進に関すること。
(3) 介護保険事業の推進に関すること。	(3) 介護保険事業の推進に関すること。
(4) 児童福祉の推進に関すること。	(4) 児童福祉の推進に関すること。
(5) 障がい者福祉の推進に関すること。	(5) 障がい者福祉の推進に関すること。
(6) 健康づくりの推進に関すること。	(6) 健康づくりの推進に関すること。
(7) 足立区地域保健福祉計画に関すること。	(7) 足立区地域保健福祉計画に関すること。
	, , , = 1 = , , , , = 0
(8) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項	(8) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項
2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期づ	
るために必要な事項について、区長に建議することができる。	るために必要な事項について、区長に建議することができる。
(略)	(略)
	付則
	この条例は、公布の日から施行する。